

避難指示解除準備区域（富岡町）に居住していた申立人が所有していた自宅不動産の増築部分について、申立人から提出された図面や写真等の資料と登記簿上の面積とを比較対照して増築面積を算定し、また、申立人の陳述等から増築時期を推認した上で、平均新築単価を基礎として、損害額を算定した事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 財物損害（建物）

ただし、別紙1記載の建物の増築部分（別紙2の赤点線で囲まれた部分）
金6, 521, 321円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として、金6, 521, 321円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認事項

申立人及び被申立人は、第1項の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払にかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1） 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2） 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年5月30日

（別紙1及び別紙2建物目録省略）

（仲介委員 小笠原 勝也）